

2022文議第449号
令和4年9月2日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
田中 としかね

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (5件)	第15号	場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める請願
	第16号	女性の賃金の底上げを進め、ジェンダー平等施策を向上させることを求める請願
	第17号	消費税率5%への引き下げとインボイス制度の中止を求める請願
	第18号	消費税のインボイス制度の再考を求める請願
	第19号	核兵器禁止条約の批准を求める請願
厚生 (2件)	第20号	新型コロナウイルス感染に伴う介護事業所への減収補填を国や東京都に求める請願
	第21号	骨髄移植手術等の理由による任意予防接種費用助成の年齢制限撤廃を求める請願
建設 (6件)	第22号	文京区における「まちづくり」の定義や基本理念を定めた「『文の京』まちづくり基本条例」（仮称）の制定を求める請願
	第23号	「文京区都市マスタープラン」の見直しにあたっては建築紛争の原因究明と分析、課題を踏まえて策定するよう求める請願
	第24号	区の主なまちづくり関連条例等に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」と盛り込むことを求める請願
	第25号	「中高層条例」等において「説明会」に関する規定を事業者に分かりやすく、区民に理解しやすく、区に指導しやすく改めるよう求める請願
	第26号	開発事業者が工事車両の「通行認定」逃れをしないよう、申請対象から一部区間を外す場合でもその理由と根拠を確認するよう求める請願
	第27号	学校に日影を落とす建築計画にしないことの請願
文教 (4件)	第28号	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
	第29号	「グリホサート農薬」のっていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
	第30号	小学校で「ゲノム編集の野菜」を栽培させない、食べさせないことを求める請願
	第31号	ESAT-J（スピーキングテスト）結果の都立高校入試へ導入の見送りを求める請願

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第15号
件 名	場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める 請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。

感染流行時には、コロナウイルスの感染対策で、場外馬券売り場「ウインズ」を休止していました。今までの場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」（2017年9月）、と述べています。

勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブルの特性による被害は、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害が数倍にも及んでいます。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粋にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第16号
件名	女性の賃金の底上げを進め、ジェンダー平等施策を 向上させることを求める請願
請願者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小竹 紘子
紹介議員	品田 ひでこ 板倉 美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

7月13日世界経済フォーラム（本部スイス）は、各国の男女平等の達成度を指数で示した「ジェンダーギャップ報告書」2022年版を発表しました。

日本の平等達成率は65.0%で、昨21年度の65.6%から後退し、順位は調査対象146ヶ国中116位で、主要7カ国の中で最下位が続いています。

ジェンダーギャップ報告書は、国ごとの男女格差の状況を経済・政治・教育・健康の4分野で分析・指数化し、平等の達成率を順位づけています。

日本は経済と政治の分野での格差が大きく順位を引き下げています。

調査が始まった2006年、日本は79位（達成率64.5%）で、フランス70位（達成率65.2%）とあまり変わらず、隣の韓国92位（61.6%）より上位でした。

しかし2022年はフランス15位（79.1%）と大きく引き離され、韓国99位（68.9%）にも、2020年の調査以降順位で追い抜かれています。

今回日本で低迷が著しいのは、121位の経済分野で達成率は2021年の60.4%から56.4%に落ち込んでいます。コロナ禍で相次いだ休業・倒産・解雇の多くが、女性にのしかかったためです。女性の困難の大もとには、女性を「雇用の調整弁」として低賃金で不安定な非正規労働に追いやり、女性の賃金差別を野放しにしてきた政治の責任です。

コロナ禍を乗り越えるためにも、女性の賃金を底上げし、だれもが8時間働けば普通に暮らせるようジェンダー平等に踏み出す以下の政策実現のため、以下、文京区議会の名で国や国会に、要望を上げていただくよう請願いたします。

請願事項

- 1 女性が多くを占める保育、介護、医療など社会的に必要不可欠な労働者の賃金を大幅に引き上げること。
- 2 女性の賃金差別をなくすため、女性活躍推進法に実態把握と公表、是正対策を義務付け、賃下げなしの同一労働同一賃金を徹底すること。
- 3 最低賃金を時給1500円以上に引き上げ、全国一律の制度を、中小企業支援とセットで創設すること。
- 4 新型コロナウイルス感染予防に伴う小学校休業等助成制度など各種休業補償は、すべての対象者に支援が迅速に届くよう、申請を簡素化し、企業の同意なしの個人申請や制度の周知徹底など、実態に見合って改善すること。
- 5 性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、女性相談窓口を専門体制と財政支援で抜本的に拡充すること。性的同意を明記する刑法改正を行うこと。
- 6 「仕事の世界における暴力及びハラスメント」に関する条約を批准し、包括的ハラスメント禁止法を制定すること。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第17号
件 名	消費税率5%への引き下げとインボイス制度の中止 を求める請願
請 願 者	文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田 中 繁
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

新型コロナウイルスの感染拡大で、世界経済は未曾有の不況に陥りました。なかでも日本経済は消費税率 10%への引き上げと複数税率の実施と重なって急激に景気が悪化し、消費不況を深刻にしています。

いま、世界では、即効性のある経済対策として事業継続や雇用維持に役立つ消費税の引き下げ（91 か国）をはじめ、法人や金融所得への課税を強める動きが広がっています。ポストコロナを見据えた税収確保は、低所得者層ほど負担が重い消費税を中心とするのではなく、能力に応じた負担を求める税制によるべきです。

また、2023 年 10 月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。地域経済が疲弊する下で、中小事業者は事業継続や雇用維持に必死の努力を続けており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在が不可欠です。「税制で商売をつぶすな」の願いを込め、以下の事項を国に求めるよう請願します。

請願事項

- 1 消費税率を 5%に引き下げること。
- 2 インボイス制度は中止すること。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第18号
件 名	消費税のインボイス制度の再考を求める請願
請 願 者	文京区千駄木二丁目23番7号 消費税廃止文京各界連絡会 会長 椎野 耕一
紹介議員	板倉 美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

令和5年10月から施行される改正消費税法では、仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」、いわゆるインボイス制度が実施されることとなっており、昨年10月からは適格請求書発行事業者の登録申請が開始されています。インボイス制度が導入されると、課税事業者の仕入税額控除の適用に当たっては原則として登録事業者が発行する適格請求書（インボイス）が必要となります。

これまで基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税が免除されてきましたが、取引先からインボイスの発行を求められ登録事業者になれば、売上高にかかわらず納税義務が発生することとなります。一方で、登録事業者を選択しなければ、このような中小零細事業者は取引から排除されかねない事態が懸念されます。

インボイス制度の導入は事業者間での今までの取引慣行を壊し、事業者免税点制度を実質的に廃止するものです。このことから、個人の建設業者、個人タクシー、各種フリーランス業など、個人で仕事を請け負う職種を中心に多くの免税事業者が影響を受けることとなります。そして、会員にインボイスの発行を求めることが困難なシルバー人材センターなど、現行での課税事業者の多くも制度の導入により税負担が増え、業種間での不公平が生じることが予想されます。

多くの中小零細事業者は、コロナ禍と物価高騰の下、事業継続と雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度に対応した事務処理の変更準備に取り組む状況にはありません。これ以上の負担を課すことはコロナ禍からの地域経済の再生を阻害することにもつながります。よって、以下の項目について請願します。

請願事項

- 1 文京区議会として、国に対して中小零細事業者の事業の存続と継承、ひいては日本経済の振興のために、令和5年10月からのインボイス制度の実施につき、再考を求めるよう要望します。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第19号
件 名	核兵器禁止条約の批准を求める請願
請 願 者	神奈川県横浜市青葉区 あざみ野一丁目27番1号E303 文京革新懇 代表世話人 奥長 弘三 外9名
紹介議員	宮崎 こうき 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

核兵器禁止条約は2017年、国連総会で採択され、2021年1月に発効しました。条約は核兵器の非人道性を告発し、その開発、実験、生産、保有、使用と威嚇まで全面的に禁止し、違法化し、その完全撤廃の道筋を明記しています。今年6月、65の条約締約国に加え、NATO同盟下にあるドイツ、ベルギーなど4カ国とオーストラリアも含む34カ国のオブザーバー参加で、第1回締約国会議がウィーンで開かれました。採択されたウィーン宣言は、「核兵器は平和と安全の維持どころか、強制や威嚇、緊張の高まりにつながる政策的道具として使われている」と告発し、核抑止論は「実際に大量破壊兵器が使われるという威嚇に基づくもので」今やその誤りはより明確だと述べています。

岸田文雄首相は8月1日、191カ国が参加した核不拡散条約（NPT）再検討会議に日本の首相として初めて出席し演説。被爆地広島出身の首相として「核兵器のない世界を諦めるわけにいかない」とし、「理想」と「厳しい安全保障環境」の「現実」を結びつけるロードマップとして5つの行動からなる「ヒロシマ・アクション・プラン」を披露しました。しかし、全ての条約国に対して核軍備縮小撤廃の交渉義務を定めたNPT第6条と核兵器禁止条約には一切言及しませんでした。一方、ロシアのウクライナへの軍事侵略は半年を経過、会議進行中もロシア軍によるザポリージャ原発砲撃の映像は核抑止論の実態を露にするものです。世界は今、核抑止論の破綻と核保有国主導による核廃絶への道の行き詰まりを目のあたりにしています。

「希望の光はあります。6月には核兵器禁止条約の締約国会議が初めて集い、終末兵器のない世界に向けたロードマップを策定しました」と強調したグテレス国連事務総長の広島平和式典（8月6日）でのステートメントは、世界にとって大きな励ましとなりました。広島、長崎の両市長は今年もまた国に対して、唯一の被爆国として核兵器禁止条約に参加し、一刻も早く締約国となり、核兵器のない世界を実現する推進力となることを強く求めました。8月20日現在で条約署名国は86、批准国は66となっています。

文京区は「非核平和宣言都市」です。世界に目を向け、今こそ、その歴史的役割を深く認識し、実践することが求められます。もし何処かで紛争が起きれば、地球上に核兵器がある限り、使用される可能性は否定しえないのです。現にウクライナで戦争が起きている現実からも核兵器使用の危惧を拭うことができません。私たち区民は、唯一の核被爆国として、戦争を放棄する憲法を持ち、非核3原則を堅持する日本が、迫りくる核戦争の回避のために、世界で積極的役割を果たすことを切に願うものです。そのために、日本が一刻も早く核兵器禁止条約に署名、批准し、締約国になることを国に働きかけて下さい。

請願事項

- 1 日本政府に対し核兵器禁止条約を批准することを求めること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第20号
件 名	新型コロナウイルス感染に伴う介護事業所への 減収補填を国や東京都に求める請願
請 願 者	文京区大塚三丁目 36 番 7 号健商ビル 5 F 東京保健生活協同組合 理事長 根 岸 京 田
紹 介 議 員	たかはま なおき 金子 てるよし
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

請願理由

新型コロナウイルス感染症は2020年1月の日本での初感染確認から2年以上が経過し、2022年に入った現在も7波が過去最大の感染者数を出し続けています。この間介護事業所では、感染防止対策を強化してきていますが、それでも陽性者が発生し、介護施設ではクラスターの発生が相次いでいます。

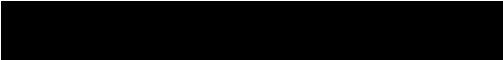
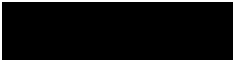
一旦、陽性者が発生すると、感染拡大を防ぐため、長期間、新規の利用者の受入中止や休業を余儀なくされます。また、入所施設では、職員の感染者や濃厚接触者の発生で体制が逼迫し、入所者のケアを維持するために他の部署をやむを得ず休業して人員体制を確保することもあります。医療機関の体制も逼迫しており陽性者の転院先も見つからず施設内で陽性者の療養を余儀なくされることも介護施設としては大きな負担となっています。一度クラスターが起きると、数千万円規模の大きな減収となり、法人全体の経営にも大きな影響を及ぼしています。また、収束後も風評被害などで利用者数がなかなか戻らない状況が続いています。

介護事業所に対しては、感染予防のためのかかり増し経費や、陽性者を施設内で介護し続けたときの補助はありますが、上記のやむを得ない事情による減収を補填する仕組みが無く、経営に深刻な影響が出ています。コロナウイルスとのたたかいも2年以上となり、このままでは介護事業所の経営が成り立たなくなります。地域の介護体制を崩壊させない為、介護事業所への財政支援をお願いしたく、下記の事項について強くお願いいたします。

請願事項

- 1 介護事業所に対して、陽性者やクラスター発生時のやむを得ない休業や利用者減による減収への補填を行う制度の創設を、国や都に求める要望書をあげてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第21号
件名	骨髄移植手術等の理由による任意予防接種 費用助成の年齢制限撤廃を求める請願
請願者	 
紹介議員	たかはま なおき 金子 てるよし 上田 ゆきこ
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

請願理由

私は昨年6月に急性骨髄性白血病と診断され、今年1月に臍帯血移植を受けました。自宅療養を経て、先月から時短かつ在宅にて復職したところです。

臍帯血移植や骨髄移植といった造血幹細胞移植を受けると、小児の時に受けた予防接種の抗体が消えてしまい、再接種が必要となります。

任意予防接種をすべて再接種すると自費で20～30万円ほどかかると主治医より聞いており、治療によって休職を余儀なくされ収入が不安定な中、非常に負担が大きいと感じております。

白血病等の血液疾患により造血幹細胞移植を受ける患者の中では私の復職はかなり早い方であることが想定され、実際にはもっと多くの患者の方々が私以上に不安定な収入の中で生活していると考えております。

文京区では20歳未満の場合に限り再接種の方への助成があるのですが、江戸川区や、練馬区では年齢制限を設けておりません。

この対象年齢を20歳以上にも適用していただくことにより、患者自身の身を守るだけでなく、感染拡大の一因となってしまうことを避けられるよう願っております。

請願事項

- 1 医師が必要と認めた場合、骨髄移植手術等の理由により、既に接種を受けた定期予防接種の再接種が必要となった任意予防接種の費用を、年齢にかかわらず助成するよう区に働きかけてください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第22号
件 名	文京区における「まちづくり」の定義や基本理念を 定めた「『文の京』まちづくり基本条例」（仮称） の制定を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には昭和 63 年に制定された「文京区まちづくり推進要綱」など、「まちづくり」という言葉を入れた条例・要綱等はあるものの、文京区としての「まちづくり」の基本理念を明確に打ち出しておらず、他の自治体にあるような総合的な「まちづくり基本条例」もありません。

「文京区都市マスタープラン」(※千代田区では「まちづくり基本条例」はないものの、都市計画マスタープランの中で「まちづくりの理念」を明記しています)が見直されること、想定を遥かに超えた自然災害への備えと強靱な回復力の必要性、新型コロナウイルスの「パンデミック」危機後の新しい方向性を打ち出す必要もあり、文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念をしっかりと定めた上で、これらと整合性の取れるよう既存の関連施策に“横串、を刺しつつ、文京区としての「まちづくり」の基本理念に沿った一貫性のある独自施策も盛り込んだ「基本条例」が欠かせないと考えます。

建築紛争に発展してしまうのを未然に防ぎつつ、閑静でみどり豊かな住環境を守る施策、子育て環境の向上に寄与する都市整備のあり方、生活・通学路の安全対策等も盛り込みながら、文京区の地の利や歴史を活かし、閑静な住環境を守るべき住宅地域と、利便性を兼ね備えた商業地域でメリハリある都市整備を推進していくためには演繹的手法と帰納的手法の両方からのアプローチが不可欠であり、どちらのアプローチで十分ということはありません、車の両輪、のように整える必要があります。

「協働・協治」の理念に則り専門家や区民による検討を十分に行い、まちづくりに参画する主体としての区民の位置づけを明確にした上で、区民と開発事業者との関係を調整する区の役割も明記することを通じて文京区の総合的なまちづくりに資する基本条例の制定を検討するよう区に働きかけて頂きたく、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

※千代田区都市計画マスタープラン(令和3年5月改定)では「まちづくりの理念」として「歴史に育まれた豊かな都心環境を次世代に継承し、世界の人に愛されるまち、千代田」と明記しています。

請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、「文京区都市マスタープラン」の見直しと併せ、安全・安心な住環境や子育て環境、都市整備の方向性も盛り込みつつ、自然災害に強く回復力もあるような令和以降の新時代に相応しい『文の京』まちづくり基本条例(仮称)の制定を検討してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第23号
件 名	「文京区都市マスタープラン」の見直しにあたっては建築紛争の原因究明と分析、課題を踏まえて策定するよう求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

請願理由

「文京区都市マスタープラン（都市マス）」の見直しが進められていますが、区内ではこれまでも「都市マス」と整合性が取れているとは言い難いマンション開発事業を中心に建築紛争が起きています。

建築紛争の原因は様々であり、複合的な要因が絡みますが、原因のひとつに事業者が「都市マス」を理解せず、趣旨や目的、方針と整合性の取れない開発を進めようとし、それに対して地元区民が反対する構図があり、この構図は小日向 2 丁目の巨大ワンルーム建設事業でも見て取れます。また文京区では、全国的にも有名になった「ル・サルク小石川後楽園」のマンション事業を巡る建築紛争も最終的な決着を見ず、“塩漬け”状態が続いています。

こうした事態を繰り返さないためにも実際に起きた建築紛争の事例から学ぶ必要があります。「都市マス」見直しにあたっては建築紛争で苦痛と苦労を強いられた区民の声を明確に反映するとともに、建築紛争の原因究明・分析を通じて課題を抽出した上で、文京区の特色ある住環境と子育て環境を壊すことのないような「都市マス」を策定する必要があります。

そもそも建築紛争は個別の事案が解決すればそれで終わりというのではなく、そこから得た教訓を活かして次世代に引き継いでこそであり、その意味でも建築紛争の原因究明と分析、課題を踏まえた見直しが重要ということになります。

そこで貴議会に下記を区長に働きかけていただくようお願いいたします。

請願事項

- 1 「文京区都市マスタープラン」の見直しにあたっては、建築紛争で苦痛と苦労を強いられた区民の声を明確に反映するとともに、区内で起きた建築紛争の原因究明・分析を通じて課題を抽出した上で、都心部における文京区の特色ある住環境・子育て環境を壊すことのないような「都市マス」を策定してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第24号
件 名	区の主なまちづくり関連条例等に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」と盛り込むことを求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

請願理由

区内で開発・建設を計画する事業者において、「文京区都市マスタープラン（都市マス）の趣旨に整合するよう努めること」を認識することが極めて重要であることは、多くの文京区民において異論のないところだと思います。そしてそのことを文京区の主なまちづくり関連の条例等に明記することで、「都市マス」を熟読せずに建物を設計・建設する事業者がいなくなるようにすれば、これまで以上に建築紛争を未然に防止する効果が期待できます。

事業者の中には、法令や条例・要綱に違反していなければいいだろうと、地元区民の声を良く聴かずに半ば強引に工事を進めるケースが後を絶たず、紛争を予防する現在の条例や要綱等では窓口対応で歯止めがかけられているとは言い難い状況になっています。一度、紛争に発展してしまえば長期に及び、地元区民の疲弊も著しいものがあります。

もちろん条例に明記したからといって、すぐに建築紛争がゼロになるわけではありませんが、事業者に「都市マスに沿う」ということの意味と責任と自覚を促し、条例や要綱等の運用をより円滑かつ実効性の上がるようにする効果が見込まれることは間違いありません。

まちづくり関連の条例等に「都市マスの趣旨に整合するよう努めること」と書いてあれば、住環境課の窓口で担当者が「都市マス」の趣旨を踏まえるよう改めて話す必要も減り、「都市マス」を所管する都市計画課の担当者を紹介し、改めて詳しく説明をする手間も省けます。

そこで貴議会に下記を区長に働きかけていただくようお願いいたします。

請願事項

- 1 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例第四条の「当事者の責務」、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第五条の「建築主等の責務」の中に、当事者あるいは建築主等は「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第25号
件 名	「中高層条例」等において「説明会」に関する規定を事業者に分かりやすく、区民に理解しやすく、区に指導しやすく改めるよう求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には「文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」や「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」があり、「説明会」について定めてあります。しかし、現在の規定は事業者側が一方的に説明すれば終了できるかのような記載であり、施行規則等で定める「説明すべき事項」はあまりに大雑把で漠然としており、結果として事業者側が一方的に「説明会」を打ち切るケースもあり、建築紛争に発展する事態を招いています。

小日向2丁目の「巨大ワンルームマンション」でも、建築紛争が尖鋭化した契機として事業者側が第3回説明会の開催を告知しながら、正当な理由や合理的根拠等を地元区民らに丁寧に説明せず、一方的に中止を通告したことが挙げられます。また、建築紛争が最終決着していない「ル・サンク小石川後樂園」においても、大規模案件であり所管は東京都になりますが、事業者に変更があったにもかかわらず地元区民に対し「説明会」を開いて丁寧に説明することが行われていません。こうした事態を招く背景にあるのは、現在の両条例における「説明会」の規定が、事業者側が説明責任を果たすことで相互理解を深め、相違点における歩み寄りを促す内容になっていないからにほかなりません。

「説明会」は単に形式的に行えば事足りるというものではなく、事業者側は地元住民の理解を得るべく真摯に誠実かつ誠意を込めて丁寧に分かりやすく説明し、区民の納得を得る努力を積み重ねる点が重要であり、それが本来の意味での「説明責任」でもあるはずです。

そこで、上記両条例における「説明会」の規定を改めるとともに、「説明会」に関わる手引書を整えるなど、事業者にとって分かりやすく、区民にとって理解しやすく、区にとって指導しやすくなるよう区長に働きかけていただきたく、貴議会に下記の請願をいたします。

請願事項

- 1 両条例における「説明会」の規定について、事業者側は「説明会」を通じて「隣接・近隣住民の了解が得られるよう努力する」という努力義務を加え、事業者がより丁寧な対応を心がけることで紛争化を未然に防ぎ、区も一層の努力を事業者側に促せるようにしてください。
- 2 「説明会」は「建築確認申請等の提出前までに終える」という規定を加え、説明が不十分なまま工事を強行して区民との信頼関係を損なったり、紛争が拗れたりすることを防ぐようにしてください。
- 3 「説明会」に関わる手引書を作成し、その中で①「説明会」の回数の制限等はないこと、②「説明会」が終了したら「説明会」の記録及び近隣関係住民からの意見等に対する対応について整理し、確認申請を行う前に住環境課に提出すること——などを検討してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第26号
件 名	開発事業者が工事車両の「通行認定」逃れをしないよう、申請対象から一部区間を外す場合でもその理由と根拠を確認するよう求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

請願理由

車両通行の際は、道路法において「車両の制限（一般的制限値）」が定められ、この「制限」を超えない車両であっても、道路の幅員が狭く、車両の幅が広い場合などは通行制限が生じる場合があります。工事車両がこうした狭い区道を通行する場合、車両制限令第5～7、12条に基づき、道路管理者である区から「通行認定」を受ける必要があります。

「通行認定」は、事業者から提出される申請に基づき、区が審査し「認定証」を交付するものですが、本来なら「通行認定」を受けられない狭い区道に工事車両を無理矢理通行させようと、その一部区間だけを「通行認定」の対象から外して申請し、区も一部区間を対象区間から外すに当たっての正当な理由と合理的根拠を確認することなく受け付け、その一部区間だけを外した「認定証」を交付するケースがあります。

その一例が、狭い区道が交差する十字路の右左折にあたり、「通行認定」の交付を受けられない大型車両を通行させるため、十字路角地の私有地の隅切り部に片側車輪だけ踏み入れて通行するというものです。

事業者側の言い分は、「その区間だけ私有地に侵入する」というもので、区も「通行認定」制度が羈束行為（行政庁の判断に裁量余地がない行政行為）であり、事業者の言い分の正当性や合理性を質することなく、申請区間だけを審理し、「通行認定証」を交付しています。しかし、こうしたやり方がまかり通れば、車両制限令に基づく「通行認定」制度は骨抜きになり、脱法的な「通行認定」逃れが常態化してしまいます。

そこで、恣意的に申請対象から外すような申請があった場合、道路法及び車両制限令の法令の趣旨と目的を逸脱することのないよう、道路管理者である区において一部区間を申請対象から外す理由を質し、正当な理由や合理的根拠がない場合は対象区間に含めて申請するよう促すべきと考え、区長に下記を働きかけていただくよう貴議会にお願いいたします。

請願事項

- 1 「通行認定」申請の受け付けに当たって、対象通行区間から一部区間を外すような申請があった場合、道路法及び車両制限令の法令の趣旨と目的に鑑み、一部区間を外す理由を質すようにしてください。
- 2 上記1項において、一部区間を外す理由を質した際に、正当な理由と合理的根拠がなく道路法及び車両制限令の法令の趣旨と目的を逸脱するようであれば、申請対象区間に含めるよう促すようにしてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第27号
件名	学校に日影を落とす建築計画にしないことの請願
請願者	文京区本郷一丁目5番25号 学校法人桜蔭学園 理事長・校長 齊藤 由紀子
紹介議員	関川 けさ子 浅田 保雄
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区は、文京区都市マスタープランにうたわれているように、歴史・文化資源に恵まれていること、大学の集積・教育環境が充実していることを主な魅力の要素に挙げています。

「文教のまち」文京のシンボルとして、教育団体に対してさまざまな面において理解し支援していただいています。

教育施設は子どもの成長を支える場です。幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校は、文部科学省の「学校施設整備指針」に基づいて教育環境を整えた建物を建てています。「学校施設整備指針」には「健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保」「生徒等の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件を確保するとともに、障害のある生徒にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。」とあります。学校はその指針に基づいて建てられて、その維持に努力しています。

しかし、今、本郷1丁目では、超高層建築物の建築計画によって、文科省の指針に従った教育環境が著しく阻害されようとしています。この地で98年前に創立して以来、生徒の教育環境を守り生徒の成長に尽力してきた教育施設の環境が、後から建つ建築物によって脅かされるという事態が起こっています。大通りに面していない閑静な第一種文教地区において、教育施設の隣に20階建てのマンションが計画され、生徒が日中のほとんどを過ごす学習および生活の場に、季節を問わず日中日影を落とすこととなります。圧迫感、プライバシーなどにおいても甚だしい悪影響を受けることとなります。

このような事態が、これから文京区の他の地区でも起こらないようにしてください。行政の名において守られるはずの教育環境が、隣に建つ建築物によって脅かされるような事態に対して、「文教のまち」文京区として教育環境を守ってくださることを望みます。

教育は行政の根幹に置かれるべきものと考えます。少子高齢化を憂える現代において将来を担う子どもたちの成長を育む教育を守ることが喫緊の問題であると考えます。文京区にある教育施設であることを誇りに思うことができるようにしていただきたいと存じます。

なお、元二親和会長様より本請願に賛同しますと同意書をいただいております。

そこで、「文教のまち」文京区の名にふさわしく、教育環境を保護し、子どもの成長を支えるまちであることを望み、下記の通り、請願いたします。

請願事項

- 1 文科省の「学校施設整備指針」に基づいた教育施設を、文京区においてこそ守るため、教育施設の隣に後から高層建築物を建築することで、学校に日影を落とす建築計画にしないというルールを作ってください、文京区長に要請してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第28号
件 名	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現 を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	小 林 れい子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

新型コロナウイルスは、オミクロン株 B A. 2 の系統から、さらに感染力の強い B A. 5 系統等の変異株へ置き換わりの影響もあり、経験のない感染拡大となっています。発熱外来がパンク状態になり、自主的な抗原検査で陽性となっても受診できない事態が多発しています。

文京区立小中学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症罹患患者の発生状況は6月と8月を比べると休み中の8月に児童が 5.8 倍、生徒が 3 倍、幼児が 15 倍となっています。9月新学期が心配されます。

国は昨年度、小学校2年生以下の 35 人学級を実施し、1年毎にその年齢を引き上げていくことにしています。国の計画では現4年生以降は、中学1年の時を除き中学卒業まで一クラス40人で学ぶこととなります。

コロナ禍では感染予防・拡大防止のために、マスクの着用と「密」にならないことを呼びかけていますが、児童・生徒は、一クラス40人と学校で日常的に「密」の状態に置かれています。

萩生田文部科学大臣（当時）が「中学校を含めて、最終的には30人以下が理想だ」と答えています。

全国の自治体では、国の35人学級への変更を受けて、自治体独自に前倒しで促進したり、更なる少人数への取り組みを進めるなど少人数学級を前に進めています。これは全国的な流れになっています。

少人数学級はコロナ禍での「密」を解消し、子ども達がゆったりと学び、一人一人の個性を生かし学ぶ権利を保障する上でも重要です。

東京都においても独自に教員を増やして、35人学級を小学校で前倒し、中学校で拡大していただきたく強く要請します。

請願事項

- 1 都の責任で、小・中学校の全学年で35人学級を早期に実施するよう求めること。
- 2 あわせて小・中・高の全学年で30人学級の検討に入ることを都に求めること。

請願理由

2022年、CDC（アメリカ疾病予防管理センター）がアメリカの子どもたちを含む2310人の尿を検査した結果、8割以上からグリホサートが検出されました。日本でも2019年に、国会議員含む28人の毛髪検査をしたところ、7割からグリホサートが検出されています。グリホサートは輸入小麦だけでなく、遺伝子組み換え食品にも残留しています。日本は、年間の米消費量より多い約2000万トンの遺伝子組み換え作物を輸入しています。多くの日本人にグリホサートが残留している可能性があり、その影響が懸念されます。

農薬は、主成分と補助剤で構成されます。補助剤は企業秘密で公開されていません。除草剤ラウンドアップの補助剤の毒性は、主成分グリホサートの1000倍以上高いとカーン大学セラリーニ教授は指摘しています。またセラリーニ教授は、補助剤には危険なヒ素が含まれていることも明らかにしました。ヒ素は、多臓器不全などの重篤な病気を引き起こす公害の原因です。国の定める残留基準値やADI（一日摂取許容量）は、農薬メーカーが主成分のみで行う動物実験から算定されます。主成分と補助剤の毒性が1000倍以上違えば、残留基準値もADIも安全とはいえません。なおラウンドアップだけでなく、日本で使用されるすべての農薬の残留基準値とADIは、主成分のみで決められています。日本は、世界第3位の農薬使用国にもかかわらず、農薬の毒性が過少に評価されているのです。

2019年、欧州司法裁判所では、「農薬は単独の有効成分だけではなく、その売られている状態における安全性が審査されなければならない」との裁定がなされています。子ども達が摂取するのは、主成分グリホサートだけではありません。摂取するのは、輸入小麦や遺伝子組み換え食品に残留する除草剤ラウンドアップです。

東京都学校給食会が2021年12月に実施した残留農薬検査は、精度が低い（下限値0.1ppm）ため、低濃度での残留は検出できず不十分です。精度が高い（下限値0.01ppm）農水省の検査では、アメリカ産小麦97%、カナダ産小麦100%からグリホサートが検出されています。輸入小麦を使用する学校給食のパンからは、グリホサートが検出される可能性は高いです。グリホサートはごく微量（4μg/kg/日）の長期摂取で影響があることが2017年のロンドン大学の研究で指摘されています。相次ぐ食品の値上げで学校給食の現場も難しい対応を強いられていると思います。しかし、子どもの命と健康はお金には代えられません。子ども達を守るために、是非とも予防原則で対応して下さい。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 子ども達の命と健康を守るため、予防原則に基づき、グリホサート残留の可能性が高い輸入小麦は学校給食での使用をやめて、国産小麦または米飯にするよう区に求めること。
- 2 国が安全とする基準値は主成分のみから算出されており、ラウンドアップの補助剤の強毒性が無視されるため、輸入小麦を使用するのであれば、今の1000倍以上厳しい安全基準値を独自に設定するよう都教育委員会に求めること。
- 3 保護者や子どもが学校給食でのグリホサート残留数値をいつでも調べられるように、低濃度の残留が検出可能な検査施設での検査、定期検査の実施、東京都学校給食会ホームページ上での検査データの公開を都教育委員会に求めること。
- 4 農薬は、市販される農薬（主成分と補助剤）から残留基準値と一日摂取許容量を算定するよう国に求めること。
- 5 農薬の毒性試験（発がん性など）は、市販される農薬（主成分と補助剤）を使用して行うよう国に求めること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第30号
件 名	小学校で「ゲノム編集の野菜」を栽培させない、 食べさせないことを求める請願
請 願 者	<div style="background-color: black; width: 200px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 15px; margin-bottom: 5px; margin-left: 50px;"></div> <div style="background-color: black; width: 250px; height: 15px; margin-left: 100px;"></div>
紹介議員	沢 田 けいじ 小 林 れい子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

2020年、ゲノム編集食品として初めて国内で栽培や販売が認められた作物が「高ギャバトマト」です。商品名は「シシリアンルージュハイギャバ」といい、サナテックシード社が開発し、パイオニアエコサイエンス社が販売しています。その2社が、ゲノム編集トマトの苗を2022年には福祉施設で、2023年には小学校で無償配布する計画があります。文京区にも配布される可能性があります。ゲノム編集食品は、動物に食べさせて安全性を確認する実験が行われていません。そのような食品を栽培させ食べさせることは大変な問題です。

ゲノム編集とは、特定の遺伝子を壊し、品種の改良を行う技術のことです。ゲノム編集では、目的以外の遺伝子を破壊する「オフターゲット」と呼ばれる現象が起きる可能性が指摘されています。目的以外の遺伝子が破壊されると、予想外の毒性やアレルギーを引き起こす可能性があります。また、ゲノム編集には「抗生物質耐性遺伝子」が挿入されます。

「抗生物質耐性遺伝子」が削除されずに体内に取り込まれると、抗生物質耐性菌が出現し、細菌が感染しても抗生物質が効かない体になる恐れがあります。また最近の研究では、目的とする遺伝子を破壊した「オンターゲット」の場合でも、「染色体損傷」や「染色体破砕」が起きるケースが報告されています。

ゲノム編集は新しい技術にもかかわらず、ゲノム編集食品を動物に食べさせて安全性を確認する実験がされていません。「遺伝子組み換え食品」も1996年に流通が始まった際には、食の安全に関する動物実験が行われていませんでした。2000年に入ると徐々に動物実験が行われるようになり、2010年代に入ってやっと評価できるようになりました。その結果を受けて、アメリカ環境医学会は、「これまで行われた多くの動物実験が、遺伝子組み換え食品と健康被害との間に強い関連性を示している」と声明を出しています。今後ゲノム編集でも、動物実験を重ねて評価が進むと、未知の問題が判明する可能性があるのです。



北海道の179の自治体に「ゲノム編集トマトの受け取り」について回答を求めたところ、「受け取る」と回答した自治体はゼロという結果でした（回答率75%）。「受け取らない」と表明した自治体は3割で、理由の多くが、「安全性が確認されていないため」でした。文京区でも予防原則の立場に立ち、ゲノム編集トマトの苗は受け取らず、栽培させない、食べさせないで下さい。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 動物に食べさせての安全評価がされておらず、目的以外の遺伝子の破壊により予想外の毒性やアレルギーを引き起こす可能性がある「ゲノム編集食品（上記のトマト含む）」は、文京区の小学校で子ども達に栽培させない、食べさせないよう区に求めること。
- 2 「ゲノム編集食品」の安全性の調査・研究を独自に行い、安全性が確認されるまで、「ゲノム編集食品」は、加工品を含め、学校給食に使用しないよう区に求めること。
- 3 「ゲノム編集食品」は食品表示がなく、知らずに購入してしまう恐れがあるので、「ゲノム編集食品」の表示を種苗・作物・食品にするよう国に求めること。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第31号
件名	ESAT-J（スピーキングテスト）結果の 都立高校入試へ導入の見送りを求める請願
請願者	  外1名
紹介議員	たかはま なおき 沢田 けいじ 小林 れい子 田中 和子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

東京都教育委員会（以下都教委）は11月27日（日）すべての公立中学校3年生にESAT-J（スピーキングテスト）を実施します。そしてそのテスト結果を今年度の都立高校入試に活用するとしています。都立高校入試は、採点基準が明確であること、受験生にとって公平・公正に実施されるべきですが、このESAT-Jは以下の点などで問題があります。

- 1 進路説明会などで十分な説明がされていない。
- 2 ESAT-Jの結果は来年1月中旬に出る予定。例年志望校を決める2学期中（年内）の三者面談に間に合わない。志望校決定後、ESAT-Jの結果が出てから志望校の変更があるならば、受験生、保護者にとって非常にストレスがかかる。
- 3 ESAT-Jの結果は開示請求ができない。受験生は何を間違えたかもわからず英語の向上に繋がらない。採点ミスもわからない。
- 4 ESAT-Jの素点は100点満点で、その点数に基づき6段階の評価がつき、評価ごとに4点刻みで換算される。ケースによってはテスト1点の差で換算点の差が4点になる場合がある。
- 5 不受験者の結果が他者のESAT-J結果の平均で出される。入試において他者の結果で評価されることはあってはならない。ケースによっては不受験者の順位が筆記上位の受験生の総合得点を逆転する可能性もある。
- 6 自治体によってESAT-Jと類似のベネッセの英語テストGTECを実施しているところがある。類似のテストをやっている生徒が有利になる可能性がある。文京区は実施していない。
- 7 ESAT-Jを入試に活用することになると、対策として塾に通う生徒が出てくると想定できる。経済的に余裕のある家庭、そうでない家庭の教育格差を助長する。
- 8 個人情報登録が1で書いたように十分な説明がないまま始まっている。都教委が実施するテストであるのに、ベネッセのサイトになっている。個人情報の漏洩、利用など不安がある。
- 9 当日のテストが前半、後半に分かれ、タブレットが使い回される。前半か後半かは当日現場に行くまで知らされない。前半後半とではコンディションが違い不公平。

以上のような多くの問題を含むESAT-Jを都立高校入試に導入し、個人の能力を公平・公正に判断することは困難です。よって、以下の事項を求めることをお願いいたします。

請願事項

- 1 文京区議会から東京都教育委員会に対し、ESAT-J（スピーキングテスト）結果の都立高校入試への導入を見送るよう、働きかけてください。